

新潟県病院事業の設置等に関する条例及び新潟県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第41号

新潟県病院事業の設置等に関する条例及び新潟県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

新潟県病院事業の設置等に関する条例及び新潟県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（平成27年新潟県条例第33号）第1条の規定の施行期日は、平成27年6月1日とする。